

# ごみ集積所器材等設置事業補助金 注意事項

## ●申請の流れ（計3回提出が必要）

①交付申請書提出→市が交付決定通知書送付→（この後、器材等を購入）

②完了報告書提出→市が交付額確定通知書送付→

③請求書提出

※完了報告書は交付決定通知書送付時に、請求書は交付額確定通知書送付時に、同封。

## ●交付申請の提出書類（必ず器材購入前に申請）

①交付申請書（様式第1号）※申請者署名は手書き。

②確約書（様式第2号）※申請者署名は手書き。

③位置図（集積所付近の地図）

④構造図（カタログなどサイズや構造がわかるもの。自作や修繕の場合は完成予想図）

⑤補助対象経費が確認できる書類（見積書・チラシなど）

※補助対象経費が確認できる書類は、「ごみ集積所器材一式」のような記載ではなく、「ごみ箱〇〇円×2個、消費税別」など明細がわかるように記載してあるもの。

## ●申請は、集積所を実質的に管理している方が行う

申請は、集積所利用者の代表者に行っていただきます。ただし、実質的に管理しているのが、利用者ではなく地区の場合は、区長が申請できます。

※区長申請の場合、申請者氏名は個人名だけでなく「●●区長 神栖太郎」と記入。

## ●設置場所は適正か

不適な場所への設置（道路上への設置・器材等の扉を開けると道路上にはみ出す・ごみ収集に危険を伴うなど）は、補助対象になりません。

不明な場合は、事前にお問い合わせください。

## ●地権者の同意はあるか

ネットからごみ箱に変更する場合、今まで土地使用の同意を得ていたとしても、ごみ箱の使用は認めないと言われる可能性がありますので、事前にご確認ください。

※補助金で設置したごみ箱の撤去や移動が必要になった場合は、補助金を受けた方が行うことになります（市では撤去等を行いません）

※過去に市が設置したごみ箱は市が撤去しますので、ご連絡ください。

## ●補助金交付は、集積所1か所につき原則10年に1回

「集積所1か所に対しての補助」となるため、集積所内で設置や修繕をする器材の数に関わらず、「補助金額は補助対象経費の2分の1（上限金額5万円）」となります。

例：「集積所1か所で、ごみ箱を2つ購入+1つ修繕し、まとめて補助を受ける」は可。

「ごみ箱を1つ購入し補助を受け、翌年同じ集積所にごみ箱を1つ増やすため補助を受ける」は不可。